



【花をもとめて】

## 標 点

# 新しい価値観の形成と人権教育

県人権教育推進委員会 副会長  
(岡山大学学術研究院教育学域 教授)

吉 利 宗 久



岡山県教育委員会では、人権問題の複雑化・多様化をふまえた「第4次岡山県人権教育推進プラン」の策定を目指し、基本的な考え方を再整理しながら、子ども、女性、同和問題など個別的な課題を含めた議論が深められてきました。私にとつても、近年大きく変化しつつある障害のある人の観点を中心に、人権教育について改めて熟考する機会となりました。

国連は、2006年に「障害者権利条約」を採択しました。その内容には、「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」といった用語が登場し、新しい価値観への対応が促進されることになりました。わが国でも、条約批准に向けた国内法の整備が加速し、2014年には条約批准が実現しています。その過程では、2011年の障害者基本法改正や2013年の「障害者差別解消法」成立などの成果が結実しました。これらの法律における「障害」の捉え方は、困難の原因を個人の心身機能に求める「医療モデル」ではなく、障害のない人を前提とした社会の構造や仕組みが障害を生み出すとする「社会モデル」に基づいています。その焦点は個人

ではなく社会に向けられています。言い換えれば、学校・学級の環境や子どもとのかかわり方などの教育条件がますます重要な意味をもつこととなります。

さらに、国際的には障害の「人権モデル」への転換が提起されるようになってきました。人権モデルは、人間の自然な側面である障害を否定的に捉えず、その影響により必要とされる支援は基本的な人権として保障されるべきとする立場をとります。そして、社会の役割はもちろんのこと、当事者の意見が重視されます。権利条約の立案過程でも、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing About Us Without Us)とのスローガンが掲げられました。

障害に限らず、何事も相手の立場から考えること、正しい情報に基づいて正しく知ることこそが共生社会を構築する上で不可欠な姿勢であるのかもしれない。グローバル化や少子高齢化など社会が直面する様々な課題に適切に対処していくためにも、人権教育がより一層推進されることを願ってやみません。